

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 福島県教育委員会  
福島県立高等学校学則の一部を改正する規則
- 福島県市町村立学校職員の会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する規則
- 福島県教育委員会会計年度任用職員任用等管理規程

一  
三  
四

## 福島県教育委員会

福島県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三日

福島県教育委員会

### 福島県教育委員会規則第三号

#### 福島県立高等学校学則の一部を改正する規則

福島県立高等学校学則（昭和三十三年福島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式備考2、第一号様式の二備考2及び第一号様式の三備考2中「**日本語**」を「**日本語英語**」に改める。  
第四号様式を次のように改める。

第4号様式(第16条関係)

誓 約 書

年 月 日

福島県立 高等学校長

生 徒

現住所

保護者との続柄

氏 名 ⑩

年 月 日生

(課程の区分 )

私は、この度入学を許可されましたが、入学の上は規則命令を固く守り、専心勉強します。

保護者 氏 名 ⑩

年 月 日生

保証人 現住所

氏 名 ⑩

年 月 日生

前書のとおり固く守らせることはもちろん、本人の在学中における一切のことは、保護者及び保証人で引き受けます。

なお、授業料の納入については、本人の属する課程の区分に応じ、それぞれ下記の期間における金額を極度額として、保護者が連帯して保証します。

課程の区分	期間	授業料月額	金額
全日制の課程	3年	9,900円	356,400円
定時制の課程	4年	2,500円	120,000円
通信制の課程	4年	—	12,580円
専攻科	2年	9,900円	237,600円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県立高等学校学則（以下「改正前の規則」という。）第一号様式、第一号様式の二及び第一号様式の三による届及び申請書は、改正後の福島県立高等学校学則第一号様式、第一号様式の二及び第一号様式の三による届及び申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式（第四号様式を除く。）による用紙は、所要の調整をして使用することができる。（高校教育課）

福島県市町村立学校職員の会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する規則をここに公布する。

令和二年三月三日

福島県教育委員会

## 福島県教育委員会規則第四号

## 福島県市町村立学校職員の会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する規則

## (趣旨)

**第一条** この規則は、福島県市町村立学校職員の会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例（令和元年福島県条例第四十六号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び費用弁償に關し必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

**第二条** この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

## (会計年度任用職員の報酬及び給料)

**第三条** 条例第三条第二項及び第十一条第二項の規則で定める適用範囲の区分及び基準は、別表に掲げるとおりとする。

**2** 条例第三条第二項の報酬の額に百円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入するものとする。

**3** 条例第三条第三項及び第四項の報酬の額に十円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入するものとする。

(新たに会計年度任用職員となった者の号給)

**第四条** 新たに会計年度任用職員となった者の号給は、県立学校会計年度任用職員の例により、任命権者が決定する。

(第一号会計年度任用職員の報酬の支給方法)

**第五条** 第一号会計年度任用職員の報酬は、月の初日から末日までを計算期間とし、翌月七日（その日が職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第九条の祝日法による休日（以下「休日」という。）又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日の

いずれにも該当しない日）に支給するものとする。ただし、月の中途において任期が満了し、又は退職をした場合には、当該満了又は退職後速やかに支給するものとする。

- 2 一日だけの任用をする第一号会計年度任用職員の報酬については、前項の規定にかかわらず、当日の所定の勤務時間終了後速やかに当日分の報酬を支給するものとする。
- 3 日額又は時間額により報酬が定められた第一号会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 4 月額により報酬が定められた第一号会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 5 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該第一号会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(第一号会計年度任用職員が通勤した場合の費用弁償)

**第六条** 第一号会計年度任用職員が給与条例第七条に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、当該通勤手当に相当するものとして、通勤に係る費用弁償を支給する。

**2** 通勤に係る費用弁償の支給日については、前条の報酬の支給日の規定の例によることとし、支給基準、額その他必要な事項に關しては別に定める。

(第二号会計年度任用職員の給料の支給等)

**第七条** 条例第十二条の規定にかかわらず、県立学校会計年度任用職員の例により難い場合にあつては、別に定めるところによる。

(会計年度任用職員の期末手当)

**第八条** 条例第十三条の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

一 任期が六月未満の者（次項の規定により任期が六月以上の者とみなされる者を除く。）

二 通常の勤務時間の一週間当たりの平均時間が十五時間三十分未満の者

三 前二号に掲げる者のほか、県立学校会計年度任用職員の例による者

**2** 任期が六月に満たない者のうち、当該任期と次に掲げる期間との合計が六月以上となるものは、任期が六月以上の者とみなす。

一 同一の会計年度内において会計年度任用職員として在職し、又は任用されることが見込まれる期間（当該期末手当の基準日（条例第十三条においてその例によることとされる県立学校会計年度任用職員の期末手当に係る基準日）をいう。以下この条及び次条において同じ。）の属する会計年度の前会計年度から基準日まで引き続き場合における当該前会計年度において在職した期間を含む。）

二 職員から引き続き会計年度任用職員となった場合における当該職員として在職した期間（当該会計年度任用職員として基準日まで引き続き在職している場合に限る。）

**3** 前項第二号の職員は、次のいずれかに該当する者（会計年度任用職員を除く。）とする。

- 一 給与条例の適用を受ける職員
- 二 職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）の適用を受ける職員
- 三 福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和四十一年福島県条例第七十四号）の適用を受ける職員
- 四 福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成十五年福島県条例第九十九号）の適用を受ける職員
- 五 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八十一号）の適用を受ける職員
- 六 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年教育委員会規則第二十号）の適用を受ける職員
- 七 福島県警察に勤務する技能労務職員の給与に関する訓令（昭和四十九年県警察本部訓令第九号）の適用を受ける職員
- 八 特別職の職員（法第三条第三項第一号から第四号までに掲げる特別職に属する県の職員（臨時又は非常勤の者を除く。））
- 九 前各号に掲げる者のほか、県立学校会計年度任用職員の例による者
- （期末手当の在職期間の特例）
- 第九条 会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間には、基準日以前六月以内の期間において、会計年度任用職員として在職した期間を算入する。
- （期末手当基礎額）
- 第十条 第一号会計年度任用職員に係る期末手当基礎額については、県立学校会計年度任用職員の例によるものとする。
- （特別の事情がある者の期末手当）
- 第十一条 前三条の規定にかかわらず、同一の期間において二以上の業務に従事している者その他特別の事情がある者に係る期末手当の支給については、県立学校会計年度任用職員の例によるものとする。
- （会計年度任用職員の勤務時間等）
- 第十二条 条例第十五条の会計年度任用職員の勤務時間については、常勤職員の例に基づいて任命権者が定める。
- （休暇等）
- 第十三条 条例第十六条の会計年度任用職員の休暇等については、常勤職員の例に基づいて任命権者が定める。
- （特別な事情がある会計年度任用職員の給与等の特例）
- 第十四条 職務の特殊性その他特別な事情によりこの規則の規定によることができな場合又はこの規則によることが著しく不相当であると認められる場合には、一般職の常勤職員との権衡、その者の職務の特殊性等を考慮して別段の取扱いをすることができらる。
- 第十五条 この規則の施行に關して必要な事項

**附 則**  
この規則は、令和二年四月一日から施行する。

別表	区分	給料月額の上限
	高等学校教育職給料表が適用される給与 条例適用職員と類似する職務に従事する 会計年度任用職員	給与条例別表第一 教育職給料表ア高 等学校教育職給料表に定める一級にお ける最高の号給の給料月額
	小学校・中学校教育職給料表が適用され る給与条例適用職員と類似する職務に従 事する会計年度任用職員	給与条例別表第一 教育職給料表イ小 学校・中学校教育職給料表に定める一 級における最高の号給の給料月額
	事務職給料表が適用される給与条例適用 職員と類似する職務に従事する会計年度 任用職員	給与条例第四条第一項第二号の事務職 給料表に定める一級における最高の号 給の給料月額
	医療職給料表が適用される給与条例適用 職員と類似する職務に従事する会計年度 任用職員	給与条例第四条第一項第三号の医療職 給料表に定める一級における最高の号 給の給料月額

備考 この表中「教育職給料表」とは、給与条例第四条第一項第一号の教育職給料表をいう。  
(義務教育課)

**福島県教育委員会訓令第一号**

教 育 庁  
教育委員会の所管に属する教育機関  
福島県教育委員会会計年度任用職員任用等管理規程を次のように定める。  
令和二年三月三日  
福島県教育委員会

**福島県教育委員会会計年度任用職員任用等管理規程**

(趣旨)  
第一条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、教育庁及び教育委員会の所管に属する教育機関に勤務する会計年度任用職員（会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例（令和元年福島県条例第二十五号。以下「条例」という。）第一条に規定する職員（会計年度技能労務職員を含む。以下同じ。）をいう。）及び福島県市町村立学校に勤務する会計年度任用職員（福島県市町村立学校職員の会計年度任用職員の

給与及び勤務時間等に関する条例（令和元年福島県条例第四十六号。以下「市町村立学校職員条例」という。）第一条に規定する職員をいう。）の任用手続、勤務条件等について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

**第二条** この規程における用語の意義は、条例、市町村立学校職員条例、会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する規則（令和二年福島県規則第五号。以下「規則」という。）及び福島県市町村立学校職員の会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する規則（令和二年福島県教育委員会規則第四号。以下「市町村立学校職員規則」という。）において使用する用語の例による。

（職の区分）

**第三条** 会計年度任用職員の区分は、次のとおりとする。

- 一 会計年度任用事務職員
- 二 会計年度任用技術職員
- 三 会計年度任用技能職員
- 四 会計年度任用労務職員
- 五 特定会計年度任用職員

2 前項第一号の「会計年度任用事務職員」及び同項第二号の「会計年度任用技術職員」とは、一般の事務又は技術に関する補助的な業務のために任用する職員をいう。

3 第一項第三号の「会計年度任用技能職員」とは、特別の資格、免許、熟練等を必要とする技能職種に属する業務のために任用する職員をいう。

4 第一項第四号の「会計年度任用労務職員」とは、前項の業務以外の労務的業務のために任用する職員をいう。

5 第一項第五号の「特定会計年度任用職員」とは、前三項に定める業務以外の業務で、条例定数内職員が従事する職務とは異なる専門的又は特定の業務のために任用する職員をいう。

（任用手続）

**第四条** 会計年度任用職員の任免は、福島県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が行うものとする。ただし、会計年度任用技能職員及び会計年度任用労務職員を任用する場合並びに学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校の昼間において授業を行う課程に在学する学生又は生徒を当該学校の休暇期間中に限り任用する場合（以下「学生等の任用」という。）にあつては、公所長（福島県財務規則（昭和三十三年福島県規則第十七号）別表第一に掲げる公所（教育委員会の事務部局に係る公所に限る。）の長をいう。以下同じ。）においても任用することができるものとする。

（任期）

**第五条** 会計年度任用職員の任期については、一会計年度を限度とする。

（任用制限）

**第六条** 法第十六条各号に掲げる事由に該当する者は、会計年度任用職員として任用してはならない。

（辞令等の交付）

**第七条** 会計年度任用職員を任免したときは、当該職員に第一号様式による辞令を交付するものとする。ただし、任期の満了により退職する場合及び報酬額等の勤務条件を変更する場合は、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって、辞令の交付に代えることができる。

2 前項本文の場合において、任期の満了以外の事由により任用を解く場合は、辞令に代えて第二号様式による発令通知書を交付することができる。

（発令文例等）

**第八条** 辞令の文例、使用区分及び交付者は別表第一に定めるところによる。

（勤務条件等）

**第九条** 会計年度任用職員を募集及び任用しようとするときは、原則として公募することとし、勤務日、勤務時間その他の教育長が別に定める勤務条件を書面にて明示しなければならぬ。ただし、職務の性質上やむを得ず明示することができない事項は、この限りでない。

（服務等）

**第十条** 第一号会計年度任用職員の勤務時間は、週三十八時間四十五分を超えない範囲において教育長又は公所長が定めるものとする。この場合において、第一号会計年度任用職員の休憩時間については、一日の勤務時間が、六時間を超える場合においては少なくとも四十五分、七時間四十五分を超える場合においては少なくとも一時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

2 第二号会計年度任用職員の勤務時間は、週三十八時間四十五分とする。その他第二号会計年度任用職員の勤務時間については、条例定数内職員の例による。

3 所属長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、前二項に規定する勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に勤務することを命ずることができる。

4 第一項及び第二項に定めるもののほか、会計年度任用職員の服務については、福島県立学校の管理運営に関する規則（昭和四十六年福島県教育委員会規則第九号）第十八条、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十六条、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条から第三十九条まで及び第四十七条の規定、福島県教育庁等服務規程（平成十五年福島県教育委員会訓令第十二号。以下「服務規程」という。）第二条、第四条から第六条まで、第八条から第十三条まで及び第十五条から第二十四条までの規定並びに福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程（平成元年福島県教育委員会訓令第三号）第三条から第十一条までの規定を準用するものとする。この場合において、服務規程第二条中「当該各号に掲げる者」とあるのは「辞令等を交付する者」と読み替えるものとする。

5 前項の場合において、第一号会計年度任用職員にあつては、福島県立学校の管理運営に関する規則第三十七条、服務規程第十八条並びに福島県教育庁等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程第三条から第七条まで及び第十条の規定は準用しない。

6 市町村立学校に勤務する会計年度任用職員については、県立学校会計年度任用職員の例による。

**第十一条** 会計年度任用職員の勤務条件は、次に掲げる条件の範囲内において教育長が定めるものとする。ただし、職務の内容その他特別の事情により、この規定により難しいときは、教育長が別に定めることができる。

- 一 勤務時間 一日につき七時間四十五分を超えない範囲内とする。
- 二 休暇等 会計年度任用職員の休暇の種類及び期間は、次に掲げるとおりとする。
  - ア 公民権行使のための休暇 その都度教育長が必要と認める日又は時間
  - イ その他の休暇 教育長が別に定める日又は時間

三 特定会計年度任用職員の前項の勤務条件を定めるに当たっては、教育総務課長に合議するものとする。

四 前二項の規定により定めた勤務条件を改正する場合は、教育総務課長に合議するものとする。

五 市町村立学校に勤務する会計年度任用職員については、県立学校会計年度任用職員の例による。

**第十二条** 規則第四条第一項及び市町村立学校職員規則第四条で定める号給は、会計年度任用事務職員、会計年度任用技術職員及び会計年度任用労務職員については、別表第二の会計年度任用職員給料等月額基準表に従うものとし、会計年度任用技術職員については、給与条例適用職員の初任給基準の例による号給とする。

二 規則第四条第二項に規定する経歴年数等を有する者の号給は、次に掲げる号給とすることができる。

- 一 会計年度任用事務職員 前項の号給の号数に、当該経歴年数の月数を十二で除した数（未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給（ただし、その号給は十九号給を超えることはできないものとする。）
- 二 会計年度任用技術職員 給与条例適用職員の初任給計算の例により算出される号給（その号給の給料月額が当該会計年度任用技術職員に相当する給与条例適用職員の属する職務の級の二級上位の職務の級における最低の号給の給料月額を超える額の号給である場合には、当該最低の号給を超えない当該給与条例適用職員の属する職務の級における号給のうち最高の号給に相当する給料月額の号給）

（会計年度任用職員（特定会計年度任用職員を除く。）の給料等）

**第十三条** 条例第三条第二項及び第十八条第二項の給与条別表第一、別表第三、別表第四及び別表第五に定める額の範囲内で決定する額並びに市町村立学校職員条例第三条第二項及び第十一条第二項の福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）第四条の給料表の種類ごとに定める額は、前条において決定した号給の給料月額とする。

二 日額の報酬を受ける会計年度任用職員（特定会計年度任用職員を除く。次項において同じ。）について、所定の勤務日において、所定の勤務時間の全部を勤務しないときは、その勤務しない日の報酬は支給しない。

三 日額の報酬を受ける会計年度任用職員について、所定の勤務日が休日当たるときは、特に当日を勤務を要しない日として明示しない限り、前項の規定にかかわらず、

当日の所定の報酬日額の全額を支給する。

（特定会計年度任用職員の報酬等）

**第十四条** 特定会計年度任用職員の報酬は、特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年福島県条例第一号）第八条第一項の規定に準じて教育長が定めるものとする。

**第十五条** 特定会計年度任用職員の条例第八条及び市町村立学校職員条例第七条に規定する勤務一時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 月額の報酬 前条の規定により決定した額に十二を乗じて得た額を当該特定会計年度任用職員について定められた一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額
- 二 日額の報酬 前条の規定により決定した額を当該特定会計年度任用職員について定められた一日当たりの勤務時間で除して得た額（ただし、一日の勤務時間の全部を欠いた場合は、その日の報酬は支給しない。）

**第十六条** 特定会計年度任用職員の条例第十三条及び市町村立学校職員条例第七条に規定する勤務一時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 月額の報酬 第十四条の規定により決定した額に十二を乗じて得た額を当該特定会計年度任用職員について定められた一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたものから七・七五に当該特定会計年度任用職員について定められた勤務時間を二八・七五で除して得た時間に一八を乗じて得たものを減じたもので除して得た額
- 二 日額の報酬 第十四条の規定により決定した額を当該特定会計年度任用職員について定められた一日当たりの勤務時間で除して得た額
- 三 時間額の報酬 第十四条の規定により決定した額

**第十七条** 月額の報酬を受ける特定会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、それぞれその基準日（退職し、又は死亡した特定会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日をいう。以下この条において同じ。）現在においてその者が受けるべき第十四条の規定により決定した額とする。

二 日額の報酬を受ける特定会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、第十四条の規定により決定した額に当該特定会計年度任用職員について定められた一か月当たりの勤務日数を乗じて得た額とする。

三 時間額の報酬を受ける特定会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、第十四条の規定により決定した額に当該特定会計年度任用職員について定められた一か月当たりの勤務時間数を乗じて得た額とする。

四 前三項の規定にかかわらず、各月ごとの勤務日数又は勤務時間数が異なる特定会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、基準日前六月以内の期間（基準日における職と同一の職に係るものに限る。）においてその者が受けた前三項の例により算出する報酬の額の一月当たりの平均額とする。

（第一号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

**第十八条** 通勤した場合の費用弁償は、次のとおりとする。

一 支給対象職員は、次に掲げる者を除く第一号会計年度任用職員とする。ただし、アの場合であつて、教育長が地域における労働賃給の事情その他特殊な事情により、人材の確保が困難であると認める場合には、支給対象とすることができるとする。

ア 任期が一月未満の一次的任用者

イ 教育長が指定する臨時の業務に公所長限りにおいて任用する者

ウ 学生等の任用により任用する者

エ 勤務公署を特定することができない者

オ 県の経費又は県の経費以外から通勤費用に相当するものが支給されている者

カ 株主優待乗車券の利用等により弁償すべき通勤費用の支出がない者

キ その他通勤費用相当分の費用弁償を支給すべきでないとして認められた者

二 支給開始日は、受給要件の事実の発生日（通勤の届出が事実の発生日から十五日を経過した場合はその届出を受理した日とする。）とし、支給終了日は、受給要件を欠いた日とする。

三 通勤した場合の費用弁償は、給与条例第十條第二項及び職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）に規定する一般職の職員の通勤手当の支給方法に準じ、次により算出した額（その額に一円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、給与条例第十條第五項に規定する支給単位期間については、一月月として算出することとし、通勤行為のない日については、支給できないものとする。

ア 交通機関等利用職員の支給額 通勤費用相当分の費用弁償は、利用する交通機関等の種類に応じて次に掲げる算式に基づいて得られる額とする。

(7) 新幹線鉄道等以外の交通機関等を利用する場合 一月月の通勤用定期乗車券の価額により算出した額（一月月の通勤用定期乗車券の価額を月の定められた勤務日数で除して得た額）と回数乗車券等により算出した額（片道の運賃額に十を乗じ、その額を十一で除して得た額に、二を乗じて得た額）を比較して低廉な方の額に、月の実際の通勤回数乗じて得られる額

(4) 新幹線鉄道等を利用する場合 一般職員の例に準じて算出した通勤手当の月額（この場合において、職員の給与の支給に関する規則第二十一條第一項第二号の適用に当たっては、同号中「通勤二十一回」とあるのは、「月の定められた勤務日数」と読み替えるものとする。）を月の定められた勤務日数で除して得た額に、月の実際の通勤回数乗じて得られる額

(ウ) 新幹線鉄道等と新幹線鉄道等以外の交通機関等を併用して利用する場合 (7)に より算出した額と(4)により算出した額の合計額

イ 自動車等交通用具使用職員の支給額 一般職の職員に準じて算出した通勤手当の月額を二十一で除して得た額に、月の実際の通勤回数乗じて得られる額

ウ 交通機関等と自動車等交通用具の併用職員の支給額 アにより算出した額とイにより算出した額の合計額

四 交通機関等の運賃の額の改定があつたときは、改定になつた日から通勤した場合

の費用弁償の額を変更するものとする。

五 前各号に定めるもののほか、受給要件、通勤の届出、認定その他通勤に係る費用弁償に関する事項については、他に定めがない限り、給与条例適用職員に支給される通勤手当の例に準ずるものとする。

（会計年度任用職員の給料及び報酬等の改定時期）

**第十九條** 給与条例適用職員の給与と改定（諸手当の改定を含む。以下同じ。）のための関係条例又は規則が公布及び施行された場合における会計年度任用職員の給与改定の時期及び別表第二に定める会計年度任用職員給料等月額基準表の基準額に対応する改定後の給料表の適用時期は、給与条例適用職員の給与改定のための関係条例又は規則の施行日の属する月の翌月（施行日が月の初日であるときは、当該月）の初日からとする。

（会計年度技能労務職員に支給する給与等）

**第二十條** 会計年度技能労務職員に支給する特殊勤務手当又はこれに相当する報酬については、技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県教育委員会規則第二十号。以下「技労規則」という。）の適用職員の例による。

2 前項に定めるもののほか、会計年度技能労務職員に支給する給与等については、他に定めがあるものを除き、条例第二条に規定する会計年度任用職員の例による。

（報酬の支払）

**第二十一條** 報酬は、原則として、月の初日から末日までの分を翌月の七日に支払うものとする。ただし、この支払い時期により難い場合は、翌月の七日から十日までの間で予め支払日定め、その日に支払うことができるものとする。

（会計年度任用職員の期末手当）

**第二十二條** 規則第十三條第二項第一号及び市町村立学校職員規則第八條第二項第一号の同一の会計年度内において会計年度任用職員として在職し、又は任用されることが見込まれる期間には、規則第十三條第三項の職員として在職した期間を含むものとする。

（災害補償）

**第二十三條** 会計年度任用職員の災害補償については、県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年福島県条例第四十五号）の定めるところによる。

（実態調査等）

**第二十四條** この訓令に定める会計年度任用職員の適正な管理のため、教育長は、必要に応じ実態調査を行うものとする。

（教育長の権限）

**第二十五條** この訓令に定めるものを除くほか、会計年度任用職員の任用等に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

2 福島県教育委員会の所管に属する賃金支弁職員の雇用等管理規程（昭和五十年教育





別表第二(第十二条関係)  
会計年度任用職員給料等月額基準表

区分	基準額
会計年度任用事務職員	行政職給料表一級九号給の給料月額
会計年度任用技能職員	技能労務職給料表一級二十一号給の給料月額
会計年度任用労務職員	技能労務職給料表一級五号給の給料月額

備考 この表中「行政職給料表」とは給与条例第三条第一項第一号の行政職給料表を、「技能労務職給料表」とは技労規則第三条の給料表をいう。

## 第1号様式（第7条関係）

辞

令

↑ 約 18 ミリメートル ↓	(身分名)	(氏名)
↑ 約 18 ミリメートル ↓	(現勤務所)	
↑ 約 110 ミリメートル ↓	(発令内容)	
↑ 約 54 ミリメートル ↓	<p style="text-align: center;">年      月      日</p> <p style="text-align: center;">福島県教育委員会</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">公印</div>	
	← 約 162 ミリメートル →	

## 備考

- 1 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とし、枠線及び文字は黒色とする（用紙は厚紙でなくとも可とする）。
- 2 記入する文字数字（アラビア数字）及び任命権者の表示は、タイプ等によるものとする。
- 3 公印は福島県教育委員会公印規程の規定による職印を使用するものとする。

第2号様式（第7条関係）

発 令 通 知 書				
発 令 者	福島県教育委員会			
身 分 名	所 属	氏 名	発令年月日	発 令 内 容

(教育総務課)